

平成29年草加市議会2月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 1号議案 平成28年度草加市一般会計補正予算（第4号）
- 第 2号議案 平成28年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 3号議案 平成28年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 4号議案 平成28年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 5号議案 平成28年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 6号議案 平成29年度草加市一般会計予算
- 第 7号議案 平成29年度草加市公共下水道事業特別会計予算
- 第 8号議案 平成29年度草加市交通災害共済事業特別会計予算
- 第 9号議案 平成29年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算
- 第10号議案 平成29年度草加市駐車場事業特別会計予算
- 第11号議案 平成29年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算
- 第12号議案 平成29年度草加市国民健康保険特別会計予算
- 第13号議案 平成29年度草加市介護保険特別会計予算
- 第14号議案 平成29年度草加市後期高齢者医療特別会計予算
- 第15号議案 平成29年度草加市水道事業会計予算
- 第16号議案 平成29年度草加市立病院事業会計予算
- 第17号議案 草加市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18号議案 草加市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19号議案 職員の育児休業等に関する条例及び草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20号議案 草加市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21号議案 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23号議案 草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24号議案 草加市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 第 25 号議案 草加市在宅福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 号議案 草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 号議案 草加市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 号議案 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 号議案 草加市自転車の安全な利用に関する条例の制定について
- 第 30 号議案 第四次草加市総合振興計画 基本構想及び第一期基本計画の一部改定について
- 第 31 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

【報告】

- 第 1 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 号報告 平成 29 事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について
- 第 3 号報告 平成 29 年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について
- 第 4 号報告 平成 29 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について

【請願】

- 請願第 1 号 新田西部地域のコミュニティバス早期実現を求める請願書

議案

第1号議案 平成28年度草加市一般会計補正予算(第4号)

補正前の歳入・歳出予算額 73,831,352千円

歳入・歳出補正予算額 260,390千円

補正後の歳入・歳出予算額 73,570,962千円

補正予算の主な内容

歳入 丸番号及び記号については歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。(千円)

| 款 | 補正額 | 主な内容 | |
|----------|---------|---------------------------|---------|
| 13 国庫支出金 | 135,054 | 被用者3歳未満児童手当負担金 | 20,794 |
| | | 被用者3歳以上中学校修了前負担金(10,000円) | 69,580 |
| | | 被用者3歳以上中学校修了前負担金(15,000円) | 6,690 |
| | | 非被用者負担金(10,000円) | 20,167 |
| | | 非被用者負担金(15,000円) | 15,850 |
| | | 特例給付負担金 | 29,226 |
| | | 保険基盤安定負担金(国民健康保険分) | 11,036 |
| | | 文化芸術振興費補助金 | 4,005 |
| | | 保育所等整備交付金 | 46,240 |
| 14 県支出金 | 4,468 | 災害救助費繰替支弁金 | 6,841 |
| | | 被用者3歳未満児童手当負担金 | 2,248 |
| | | 被用者3歳以上中学校修了前負担金(10,000円) | 17,395 |
| | | 被用者3歳以上中学校修了前負担金(15,000円) | 1,673 |
| | | 非被用者負担金(10,000円) | 5,042 |
| | | 非被用者負担金(15,000円) | 3,963 |
| | | 特例給付負担金 | 7,306 |
| | | 保険基盤安定負担金(国民健康保険分) | 11,706 |
| 16 寄附金 | 28,493 | ふるさと納税基金寄附金 | 26,841 |
| | | 被災者支援基金寄附金 | 1,652 |
| 17 繰入金 | 149,361 | 財政調整基金繰入金 | 149,361 |
| 合計 | 260,390 | | |

歳出

(千円)

| 款 | 補正額 | 主な内容 | 特定財源 | |
|-------|---------|----------------------------------|------|---------|
| 2 総務費 | 49,815 | ・財務運営事業[財政課] | | 26,841 |
| | | ・財政調整基金積立金[財政課] | | 87,562 |
| | | ・都市照明施設整備事業[交通対策課] | | 73,081 |
| | | ・被災者支援基金積立金[危機管理課] | | 8,493 |
| | | ・文化会館維持管理・芸術文化振興事業[文化観光課] [財源振替] | | 0 |
| 3 民生費 | 8,705 | ・国民健康保険特別会計繰出金[保険年金課] | | 175,599 |
| | | ・児童手当事業[子育て支援課] | | 149,880 |
| | | ・民間保育推進事業[保育課] | | 52,883 |
| | | ・保育施設整備事業[保育課] | | 7,004 |
| | | ・生活保護関係事業[福祉課] | | 18,125 |
| | | ・生活困窮者自立支援事業[福祉課] | | 7,338 |
| 8 土木費 | 301,500 | ・道路舗装改良事業[道路課] | | 45,000 |
| | | ・橋りょう整備事業[道路課] | | 20,000 |
| | | ・排水路整備事業[河川課] | | 35,000 |
| | | ・排水施設整備事業[河川課] | | 12,000 |
| | | ・公共下水道事業特別会計繰出金[河川課] | | 15,500 |
| | | ・今様・草加宿道路整備事業[道路課] | | 174,000 |
| 合計 | 260,390 | | | |

・繰越明許費の補正 4事業

(千円)

| 分類 | 繰越事業 | 繰越額 |
|-------------|--------------------------------------|--------|
| 通常事業 4事業 | 住民基本台帳事務(個人番号カード交付事業) | 18,487 |
| | スポーツ振興事業(温水プール建物健全調査) | 3,327 |
| | 新田駅東口土地区画整理事業(区画街路築造工事及び公共下水道汚水枝線工事) | 21,502 |
| | 都市計画街路整備事業(用地取得) | 95,900 |

・債務負担行為の補正(変更)

| 都市照明施設LED導入促進事業(平成28年度分) 平成28年度～平成38年度 | | |
|----------------------------------------|-----|-----------|
| 限度額 | 補正前 | 764,800千円 |
| | 補正後 | 391,514千円 |

第2号議案 平成28年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

| | |
|--------------|-------------|
| 補正前の歳入・歳出予算額 | 7,280,753千円 |
| 歳入・歳出補正予算額 | 127,400千円 |
| 補正後の歳入・歳出予算額 | 7,153,353千円 |

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

| 款 | 補正額 | 主な内容 | |
|---------|---------|-------------|--------|
| 1 負担金 | 0 | 負担金 [財源振替] | 0 |
| 3 国庫支出金 | 95,700 | 下水道事業費国庫補助金 | 95,700 |
| 4 繰入金 | 15,500 | 一般会計繰入金 | 15,500 |
| 7 市債 | 16,200 | 公共下水道債 | 16,200 |
| 合計 | 127,400 | | |

歳出

(千円)

| 款 | 補正額 | 主な内容 | 特定財源 | |
|-------|---------|------------------|------|---------|
| 1 総務費 | 600 | 需用費[下水道課] | | 600 |
| 2 事業費 | 126,800 | 工事請負費[下水道課][河川課] | | 126,800 |
| 3 公債費 | 0 | 元金[下水道課] [財源振替] | | 0 |
| 合計 | 127,400 | | | |

繰越明許費の補正 1事業

(千円)

| 分類 | 繰越事業 | 繰越額 |
|-------------|----------------------------------|--------|
| 通常事業 1事業 | 公共下水道汚水整備事業(新田駅区画街路築造工事及び汚水枝線工事) | 26,081 |

第3号議案 平成28年度草加市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)

補正前の歳入・歳出予算額 216,003千円

歳入・歳出補正予算額 23,714千円

補正後の歳入・歳出予算額 239,717千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

| 款 | 補正額 | 主な内容 | |
|-------|--------|------|--------|
| 3 繰越金 | 23,714 | 繰越金 | 23,714 |
| 合計 | 23,714 | | |

歳出 (千円)

| 款 | 補正額 | 主な内容 | |
|-------|--------|-------------|--------|
| 1 事業費 | 23,714 | アコス地下駐車場事業費 | 23,714 |
| 合計 | 23,714 | | |

第4号議案 平成28年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

・繰越明許費の補正 1事業 (千円)

| 分類 | 繰越事業 | 繰越額 |
|-------------|-------------------|--------|
| 通常事業 1事業 | 公共施設整備等関連事業(物件補償) | 27,297 |

第5号議案 平成28年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

補正前の歳入・歳出予算額 30,806,406千円

歳入・歳出補正予算額 104,037千円

補正後の歳入・歳出予算額 30,702,369千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)

| 款 | 補正額 | 主な内容 | |
|-----------|---------|---------------------|---------|
| 1 国民健康保険税 | 334,537 | 医療給付費分現年課税分(一般被保険者) | 516,294 |
| | | 後期高齢者支援金分現年課税分(") | 193,841 |
| | | 介護納付金分現年課税分(") | 41,489 |
| | | 医療給付費分現年課税分(退職被保険者) | 45,378 |
| | | 後期高齢者支援金分現年課税分(") | 3,342 |
| | | 介護納付金分現年課税分(") | 4,853 |

| 款 | 補正額 | 主な内容 | |
|-------------|---------|--------------------|---------|
| 4 国庫支出金 | 35,708 | A 療養給付費等負担金 | 67,670 |
| | | B 高額医療費共同事業負担金 | 31,962 |
| 5 療養給付費等交付金 | 36,276 | C 療養給付費等交付金 | 36,276 |
| 7 県支出金 | 64,270 | D 高額医療費共同事業負担金 | 31,962 |
| | | E 財政調整交付金 | 96,232 |
| 8 共同事業交付金 | 191,155 | F 共同事業交付金 | 170,280 |
| | | G 保険財政共同安定化事業交付金 | 20,875 |
| 10 繰入金 | 175,599 | ・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) | 8,252 |
| | | ・保険基盤安定繰入金(保険者支援分) | 22,073 |
| | | ・療養給付費助成金 | 145,274 |
| 合計 | 104,037 | | |

歳出

(千円)

| 款 | 補正額 | 主な内容 | 特定財源 | |
|-------------|---------|--------------------|------|---------|
| 2 保険給付費 | 156,736 | ・保険給付事業(退職者等療養の給付) | C | 125,213 |
| | | ・保険給付事業(退職者等高額療養費) | C | 31,523 |
| 3 後期高齢者支援金等 | 0 | ・後期高齢者支援金等 [財源振替] | A C | 0 |
| 6 介護納付金 | 0 | ・介護納付金 [財源振替] | A | 0 |
| 7 共同事業拠出金 | 52,699 | ・共同事業拠出金(医療費) | BDF | 127,848 |
| | | ・保険財政共同安定化事業医療費拠出金 | EG | 75,149 |
| 合計 | 104,037 | | | |

第6号議案 ~ 第14号議案

(単位 千円)

| 区 分 | | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較増減額 | 増減率(%) |
|------------------|---------------------------|-------------|-------------|-----------|--------|
| 一 般 会 計 | | 73,613,000 | 71,484,000 | 2,129,000 | 3.0 |
| 特 別 会 計 | 公 共 下 水 道 事 業 | 7,420,567 | 7,278,919 | 141,648 | 1.9 |
| | 交 通 災 害 共 済 事 業 | 36,231 | 42,211 | 5,980 | 14.2 |
| | 新 田 西 部 土 地 区 画 整 理 事 業 | 215,496 | 250,332 | 34,836 | 13.9 |
| | 駐 車 場 事 業 | 216,759 | 216,003 | 756 | 0.3 |
| | 新 田 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業 | 919,397 | 528,617 | 390,780 | 73.9 |
| | 国 民 健 康 保 険 | 31,537,727 | 30,635,161 | 902,566 | 2.9 |
| | 介 護 保 険 | 13,630,256 | 13,763,424 | 133,168 | 1.0 |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 | 2,496,985 | 2,406,067 | 90,918 | 3.8 |
| | 小 計 | 56,473,418 | 55,120,734 | 1,352,684 | 2.5 |
| 合 計 | | 130,086,418 | 126,604,734 | 3,481,684 | 2.8 |

第15号議案 平成29年度草加市水道事業会計予算

1 収益的収支

[単位:千円]

| 区分 | 年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増減 | 増減率(%) | 備考 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|----|
| 営業 収 支 | 営業収益 | 4,297,912 | 4,299,917 | 2,005 | 0.0% | |
| | 給水収益 | 3,966,840 | 3,981,960 | 15,120 | 0.4% | |
| | 受託工事収益 | 11,519 | 8,245 | 3,274 | 39.7% | |
| | その他の営業収益 | 319,553 | 309,712 | 9,841 | 3.2% | |
| | 営業費用 | 4,178,924 | 4,064,065 | 114,859 | 2.8% | |
| | 原水及び浄水費 | 1,912,141 | 1,907,163 | 4,978 | 0.3% | |
| | 配水及び給水費 | 472,952 | 421,772 | 51,180 | 12.1% | |
| | 受託工事費 | 43,650 | 34,867 | 8,783 | 25.2% | |
| | 業務費 | 298,401 | 291,405 | 6,996 | 2.4% | |
| | 総係費 | 238,157 | 285,188 | 47,031 | 16.5% | |
| | 減価償却費 | 997,579 | 974,257 | 23,322 | 2.4% | |
| | 資産減耗費 | 215,994 | 149,363 | 66,631 | 44.6% | |
| | その他営業費用 | 50 | 50 | 0 | 0.0% | |
| | 営業利益 | 118,988 | 235,852 | 116,864 | 49.5% | |
| 営業収支比率 | 102.8% | 105.8% | 3.0 | - | | |
| 営業外・ 特別損 益 | 営業外収益 | 239,990 | 234,055 | 5,935 | 2.5% | |
| | 営業外費用 | 83,803 | 114,130 | 30,327 | 26.6% | |
| | 経常利益 | 275,175 | 355,777 | 80,602 | 22.7% | |
| | 経常収支比率 | 106.5% | 108.5% | 2.0 | - | |
| | 特別利益 | 3 | 3 | 0 | 0.0% | |
| | 特別損失 | 1,591 | 2,211 | 620 | 28.0% | |
| 予備費 | 2,000 | 2,000 | 0 | 0.0% | | |
| 事業収益 | 4,537,905 | 4,533,975 | 3,930 | 0.1% | | |
| 事業費用 | 4,266,318 | 4,182,406 | 83,912 | 2.0% | | |
| 当年度純利益 | 271,587 | 351,569 | 79,982 | 22.8% | | |

主な項目のみ記載しています

2 資本的収支

[単位:千円]

| 区分 | 年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増減 | 増減率(%) | 備考 |
|-------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|----|
| 資本的収入 | 資本的収入 | 156,875 | 137,759 | 19,116 | 13.9% | |
| | 工事負担金 | 156,874 | 137,758 | 19,116 | 13.9% | |
| | 資産売却代金 | 1 | 1 | 0 | 0.0% | |
| 資本的支出 | 資本的支出 | 2,674,903 | 1,766,114 | 908,789 | 51.5% | |
| | 建設改良費 | 2,492,383 | 1,588,914 | 903,469 | 56.9% | |
| | 企業債償還金 | 182,520 | 177,200 | 5,320 | 3.0% | |
| 収支不足額 | 2,518,028 | 1,628,355 | 889,673 | 54.6% | | |

3 業務状況

| 区分 | 年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増減 | 備考 |
|------|---------|--------------------------|--------------------------|-----------------|----|
| 給水戸数 | 給水戸数 | 123,300戸 | 123,000戸 | 300戸 | |
| | 年間総給水量 | 26,200,000m ³ | 26,200,000m ³ | 0m ³ | |
| | 一日平均給水量 | 71,781m ³ | 71,781m ³ | 0m ³ | |

第16号議案 平成29年度草加市立病院事業会計予算

1 収益の収支 [単位:千円]

| 区分 | 年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増減 | 増減率 | 備考 |
|---------|------------|------------|------------|---------|--------|---------------------|
| 医業収支 | 医業収益 | 11,874,584 | 11,675,022 | 199,562 | 1.7% | |
| | 入院収益 | 7,722,717 | 7,546,694 | 176,023 | 2.3% | H29:85.0%、H28:85.0% |
| | 外来収益 | 3,466,483 | 3,484,420 | 17,937 | 0.5% | |
| | 医業費用 | 13,111,518 | 12,998,826 | 112,692 | 0.9% | |
| | 給与費 | 6,299,999 | 6,187,593 | 112,406 | 1.8% | |
| | 材料費 | 3,107,047 | 3,096,624 | 10,423 | 0.3% | |
| | 経費 | 2,528,395 | 2,593,598 | 65,203 | 2.5% | |
| | 減価償却費 | 1,120,388 | 1,075,673 | 44,715 | 4.2% | |
| | 資産減耗費 | 12,330 | 6,000 | 6,330 | 105.5% | |
| | 医業利益 | 1,236,934 | 1,323,804 | 86,870 | 6.6% | |
| 医業収支比率 | 90.6% | 89.8% | 0.8% | 0.9% | | |
| 医業外・特損益 | 医業外収益 | 1,237,699 | 1,358,793 | 121,094 | 8.9% | |
| | 医業外費用 | 483,164 | 519,438 | 36,274 | 7.0% | |
| | 経常利益 | 482,399 | 484,449 | 2,050 | 0.4% | |
| | 経常収支比率 | 96.5% | 96.4% | 0.1% | 0.1% | |
| | 特別利益 | 2,100 | 2,100 | 0 | 0.0% | |
| | 特別損失 | 4,780 | 14,680 | 9,900 | 67.4% | |
| | 予備費 | 2,000 | 2,000 | 0 | 0.0% | |
| 事業収益 | 13,114,383 | 13,035,915 | 78,468 | 0.6% | | |
| 事業費用 | 13,601,462 | 13,534,944 | 66,518 | 0.5% | | |
| 当年度純利益 | 487,079 | 499,029 | 11,950 | 2.4% | | |
| 総収支比率 | 96.4% | 96.3% | 0.1% | 0.1% | | |

主な項目のみ記載しています。

2 資本的収支 [単位:千円]

| 区分 | 年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増減 | 増減率 | 備考 |
|-------|-------------|-----------|-----------|---------|--------|----|
| 資本的収入 | 資本的収入 | 677,161 | 814,175 | 137,014 | 16.8% | |
| | 企業債 | 196,000 | 282,000 | 86,000 | 30.5% | |
| | 負担金 | 480,112 | 532,075 | 51,963 | 9.8% | |
| | 国・県補助金 | 949 | 0 | 949 | - | |
| | 固定資産売却代金 | 100 | 100 | 0 | 0.0% | |
| 資本的支出 | 資本的支出 | 1,133,762 | 1,536,653 | 402,891 | 26.2% | |
| | 病院改築工事費 | 0 | 210,600 | 210,600 | 100.0% | |
| | 固定資産購入費 | 627,832 | 662,218 | 34,386 | 5.2% | |
| | 企業債償還金 | 499,930 | 657,835 | 157,905 | 24.0% | |
| | 修学資金貸付金(投資) | 6,000 | 6,000 | 0 | 0.0% | |
| 収支不足額 | | 456,601 | 722,478 | 265,877 | 36.8% | |

3 繰入金 [単位:千円]

| 区分 | 年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増減 | 増減率 | 備考 |
|-------|------------|-----------|-----------|--------|------|--------------|
| 繰入金 | 収益の収入(3条分) | 1,099,888 | 1,098,640 | 1,248 | 0.1% | いずれも全額基準内繰入金 |
| | 資本的収入(4条分) | 480,112 | 532,075 | 51,963 | 9.8% | 同上 |
| 繰入金合計 | | 1,580,000 | 1,630,715 | 50,715 | 3.1% | |

4 業務状況

| 区分 | 年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 比較増減 | 備考 |
|----|--------|----------|----------|--------|-----------------------|
| 入院 | 病床利用率 | 85.0% | 85.0% | 0.0% | |
| | 入院延患者数 | 117,895人 | 117,895人 | 0人 | H29年度:365日、H28年度:365日 |
| | 一日平均 | 323人 | 323人 | 0人 | |
| | 診療単価 | 65,500円 | 64,010円 | 1,490円 | |
| 外来 | 外来延患者数 | 239,305人 | 242,302人 | 2,997人 | H29年度:268日、H28年度:267日 |
| | 一日平均 | 893人 | 907人 | 14人 | |
| | 診療単価 | 14,480円 | 14,380円 | 100円 | |

第17号議案 草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）の一部改正等に伴い、独自利用事務において情報連携が必要な特定個人情報を追加するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 独自利用事務において情報連携が必要な特定個人情報の追加

番号法の一部改正により、独自利用事務 において「身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報」の情報連携を行うことができることとなったことから、次の事務において利用できる特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいいます。）に当該情報を追加します。

独自利用事務

個人番号の利用が可能となる事務として当該条例別表第1に定める法定利用事務以外の事務。なお、当該事務における他団体との情報連携は、個人情報保護委員会が示した番号法別表第2の事務に準ずる独自利用事務のみが対象となる。

| 事務 | 特定個人情報 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 草加市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務 | ・生活保護関係情報 ・地方税関係情報 ・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ・外国人生活保護措置関係情報 ・ <u>身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u> |

また、私立幼稚園就園奨励費の交付制度の改正に伴い、当該制度に係る事務において次の特定個人情報を利用する必要が生じたことから、次のとおり情報を追加します。

| 事務 | 特定個人情報 |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 私立幼稚園就園奨励費の交付に関する事務 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関係情報 ・地方税関係情報 ・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ・外国人生活保護措置関係情報 ・<u>身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u> ・<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報</u> ・国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 |

(2) 情報連携が必要な特定個人情報の削除

当該条例別表第2に定める次の特定個人情報について、番号法の規定により情報連携を行うことが可能となったことから、当該情報に係る規定を削除します。

| 事務 | 特定個人情報 |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置等に関する事務 | <p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |

(3) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

平成29年5月30日から施行します。

第 18 号議案 草加市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、情報提供等記録を訂正した際の通知先の範囲を拡大するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 情報提供等記録を訂正した際の通知先の範囲の拡大

実施機関が情報提供等記録 の訂正を実施した場合に通知する相手方（情報提供等記録の提供先）の範囲を次のように改めます。

【改正前】 総務大臣 + 情報照会者又は情報提供者

【改正後】 総務大臣 + 情報照会者、情報提供者、条例事務 関係情報照会者
又は条例事務関係情報提供者

情報提供等記録

特定個人情報の情報連携を行った際に記録される情報照会者及び情報提供者の名称並びに提供された特定個人情報の項目等に係る情報

条例事務

番号法第 9 条第 2 項に基づき条例で定める個人番号の独自利用事務

(2) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

平成 29 年 5 月 30 日から施行します。

第 19 号議案 職員の育児休業等に関する条例及び草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

平成 28 年度の人事院勧告に鑑み、職員の育児休業等（育児休業及び部分休業）及び特別休暇（育児休暇、子の看護休暇等）等の対象となる子の範囲の拡大等を行うものです。

2 内容

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業等の対象となる「子」の範囲に、養子縁組里親（養子縁組を前提として、要保護児童（18歳未満）を養育する里親をいいます。）としての職員に委託しようとしたものの、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を追加するものです。

(2) 草加市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

特別休暇等の対象となる「子」の範囲に、次の者を追加等するものです。

ア 特別養子縁組 監護期間（6か月以上の試験養育期間）中の子

イ 養子縁組里親である職員に委託されている子

特別養子縁組

原則として6歳未満の未成年者の福祉のため特に必要があるときに、未成年者とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度

3 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

第20号議案 草加市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

人事院規則の一部改正に鑑み、職員の配偶者同行休業の期間について再度の延長ができる特別の事情を定めるものです。

2 内容

配偶者同行休業の期間を延長した後、その期間満了日において次の事情がある場合は、再度の延長ができるものとします。

- (1) 配偶者の国外勤務が延長となり、かつ、その延長が当初の延長の請求時に未確定であった場合
- (2) (1)の場合に準じると任命権者が認める事情があった場合

3 施行期日

公布の日から施行します。

第 2 1 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

職務の状況及び平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額を見直すものです。

2 内容

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬額を次のように見直します。

- | | | |
|----------------|--------------------|---------------------------|
| (1) 学校医及び学校歯科医 | 年額 1 3 0 , 0 0 0 円 | <u>年額 1 8 0 , 0 0 0 円</u> |
| (2) 学校薬剤師 | 年額 9 8 , 0 0 0 円 | <u>年額 1 0 8 , 0 0 0 円</u> |

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日から施行します。

第 2 2 号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請、建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定申請等に対する審査手数料を設定するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

- (1) 「モデル建物法」による低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の設定

ア 「モデル建物法」による低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の設定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、低炭素建築物の省エネ性能を算出する計算方法にいわゆるモデル建物法（建物用途ごとに建物形状や室用途構成などを想定（モデル建物）し、それに対する外壁や設備の仕様に係るエネルギー消費量等を算定、評価する方法）が新たに加えられたことから、「モデル建物法」による低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料を次のとおり設定します。

低炭素建築物

CO₂ 削減のための高断熱化、高性能な住宅設備（太陽光パネル・高性能エアコン・高効率給湯器等）を設置することで地球温暖化対策に主眼をおいた建築物

表1 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物

| 建築物の床面積 | 市長が別に定める場合(モデル建物法で計算した場合) |
|-------------------------|---------------------------|
| 300㎡以内 | 91,000円 |
| 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの | 158,000円 |
| 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの | 259,000円 |
| 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの | 343,000円 |
| 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの | 414,000円 |
| 25,000㎡を超えるもの | 486,000円 |

「モデル建物法」による低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料は、上表の認定申請手数料の半額です。

イ 設計住宅性能評価書の写しによる低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査手数料の設定

低炭素建築物新築等計画の認定申請について、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「設計住宅性能評価書」の写しの提出により行う場合の審査手数料を新たに設定します。

なお、審査手数料の額は、当該計画が基準に適合していることを示す書類（適合証）の提出により行う場合と同額（次表の額）とします。

表2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の一例

（設計住宅性能評価書の写し又は適合証ありの場合）

| 住宅の戸数 | 認定申請手数料 |
|-----------------|---------|
| 1戸（戸建を含む。） | 5,000円 |
| 1戸を超え、5戸以内のもの | 10,000円 |
| 5戸を超え、10戸以内のもの | 18,000円 |
| 10戸を超え、25戸以内のもの | 31,000円 |
| 25戸を超え、50戸以内のもの | 52,000円 |

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の設定

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の設定

平成29年4月1日から、延床面積2,000㎡以上の非住宅（店舗、事業所等）に対し、省エネルギー基準への適合義務が課されたことから、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に対する審査手数料を次のとおり新たに設定します。

表3 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物

| 建築物の床面積 | モデル建物法以外による場合 | モデル建物法による場合 |
|---------------------|---------------|-------------|
| 300㎡未満 | 267,000円 | 102,000円 |
| 300㎡以上、2,000㎡未満 | 432,000円 | 171,000円 |
| 2,000㎡以上、5,000㎡未満 | 616,000円 | 277,000円 |
| 5,000㎡以上、10,000㎡未満 | 759,000円 | 362,000円 |
| 10,000㎡以上、25,000㎡未満 | 898,000円 | 435,000円 |
| 25,000㎡以上 | 1,024,000円 | 510,000円 |

建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更認定申請手数料については、上表の判定申請に対する審査手数料の半額とします。

イ 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料の設定

建築物エネルギー消費性能適合性判定を既に受けた建物の建築工事に行った変更が、新たに適合性判定を要さない軽微な変更該当する旨の証明書の交付申請に係る審査手数料を新たに設定します。

なお、交付手数料の額は、表3の審査手数料の半額とします。

(3) その他

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い廃止される「登録建築物調査機関」を低炭素建築物新築等計画の認定に係る技術的審査機関から除くほか、条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

第23号議案 草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

草加市営吉町グランド庭球場のコートを全面改修することに伴い、当該施設の使用料を改定するとともに、名称を変更するものです。

2 内容

(1) 使用料の改定

草加市営吉町グランド庭球場の使用料を次のように改定します。

| | | |
|---------|------------|-------------------|
| ア 一般 | 1面1時間 150円 | <u>1面1時間 400円</u> |
| イ 児童 生徒 | 1面1時間 70円 | <u>1面1時間 200円</u> |

(2) 名称の変更

現在の名称「草加市営吉町グランド庭球場」を「草加市営吉町テニスコート」に変更します。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成29年10月1日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の使用料は施行期日以後の使用について適用し、同日前の使用に係る使用料については、従前の例によるものとします。

第24号議案 草加市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 目的

子ども医療費の支給対象者について明確化するとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 子ども医療費の支給対象者の明確化

児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、医療費の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となった子どもについては、保護者が監護できる状況にないことから、子ども医療費支給の対象外とすることについて明確化するものです。

(2) 条文の所要の整備

児童福祉法の一部改正に伴い、次の条例について条文の所要の整備を行います。

ア 草加市こども医療費支給に関する条例

イ 草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

ウ 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例

3 施行期日

平成29年4月1日から施行します。ただし、こども医療費の支給対象者の明確化については公布の日から施行します。

第25号議案 草加市在宅福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法の一部改正に伴い、草加市在宅福祉センターの利用対象者の範囲の見直しを行うものです。

2 内容

介護予防サービスである「介護予防通所介護」が、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業（居宅要支援被保険者等に対して行われる訪問、通所、生活支援事業をいいます。）に移行したことに伴い、在宅福祉センターの利用対象者を次のように改めます。

【改正前】

要介護被保険者

要支援被保険者

【改正後】

居宅要介護被保険者（内容は同じ）

居宅要支援被保険者等（居宅要支援被保険者及び厚生労働大臣が定める基本チェックリスト該当者）

3 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

第26号議案 草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

1 目的

介護保険法施行規則の一部改正に鑑み、地域包括支援センターに置くべき主任介護支援専門員の資格要件の見直しを行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 主任介護支援専門員の資格要件の見直し

主任介護支援専門員の資格要件を次のように見直します。

【改正前】

主任介護支援専門員研修 を修了した者

【改正後】

主任介護支援専門員研修を修了した者であって、主任介護支援専門員研修修了日又は主任介護支援専門員更新研修修了日から5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者

主任介護支援専門員研修

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員を対象として行われる研修

(2) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第27号議案 草加市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

在宅重度心身障害者手当（以下「手当」といいます。）の支給対象者の要件を明確化するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 支給対象者の要件の明確化

満65歳以上で月額5,000円の手当を受給することができる障害者の要件について次のとおり明確化するものです。

【改正前】 手当の支給対象の障害者が満65歳になった日の属する月の手当の額は、満65歳未満の手当の額（5,000円）と同額

【改正後】 手当の支給対象の障害者で満65歳となる日の前日までに手当の申請をしたものが満65歳になった日の属する月以降の手当の額は、満65歳未満の手当の額（5,000円）と同額

(2) その他

条文の所要の整備を行います。

3 施行期日

平成29年4月1日から施行します。ただし、支給対象者の要件の明確化については公布の日から施行します。

第28号議案 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

1 目的

廃棄物再生事業者登録制度の事務が埼玉県から移譲されることに伴い、当該登録に必要な申請手数料を新たに定めるものです。

廃棄物再生事業者登録制度

廃棄物の再生を業として営んでいる者の資質向上及び一般廃棄物の再生への協力体制の整備を図ることを目的に、これらの事業を営んでいる者について一定の基準を充足していることを要件とする登録制度

2 内容

廃棄物再生事業者の登録申請及び登録証明書の再交付に係る手数料として、次の額を定めます。

- (1) 登録申請手数料 40,000円
- (2) 登録証明書再交付申請手数料 2,000円

3 施行期日

平成29年4月1日から施行します。

第29号議案 草加市自転車の安全な利用に関する条例の制定について

1 目的

自転車の安全な利用に関する基本理念、市、自転車利用者、市民等の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策の基本事項等を定めることにより、交通事故のない安全で安心なまちづくりに寄与するものです。

2 内容

(1) 基本理念

自転車は、市民の日常生活において、高い利便性を有し、地球環境に優しく、健康増進にも寄与する重要な役割を果たす乗り物であることに鑑み、その安全な利用を促進するものとします。

(2) 市、自転車利用者、市民等の責務等

市、自転車利用者、市民等の責務及び自転車小売業者の役割を明確に定めます。

(3) 自転車交通安全教育

市は、自転車の安全な利用に関する教育(以下「自転車交通安全教育」といいます。)及び啓発を行うとともに、市内小中学校の児童及び生徒の発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うものとします。また、学校の設置者及び長は、児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めるものとします。

(4) 自転車損害賠償保険等への加入

市は、自転車利用者又はその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他必要な措置を講じ、当該保険等への加入の促進を図るものとします。また、自転車利用者又はその保護者は、自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとします。

(5) 自転車の押し歩きの推進

自転車利用者は、歩行者が頻繁に通行する歩道、横断歩道及び駅前広場では自転車の押し歩きをするよう努めるものとします。また、市は、関係団体及び警察その他の関係機関と連携協力し、歩行者が頻繁に通行する時間帯を中心に、駅前広場並びに歩車分離信号及びスクランブル信号の横断歩道において、自転車の押し歩きが推進されるよう、自転車利用者に対し、啓発及び指導を行うものとします。

(6) 道路環境等の整備

市は、国、県及び警察その他の関係機関と連携協力し、自転車を安全に利用することができる道路環境等の整備に努めるものとします。

(7) 指導及び助言

市長は、自転車に関係する事故を未然に防止するため必要があるときは、自転車利用者又はその保護者に対し、警察と情報の交換その他の連携を図りながら、必要な指導及び助言を行うことができるものとします。

3 施行期日

平成29年9月1日から施行します。

第30号議案 第四次草加市総合振興計画 基本構想及び第一期基本計画の一部改定について

1 目的

にぎわいを創出し、本市のまちづくりを発信していくため、新たな企業の誘致に向けた必要な取組を進め、企業誘致推進エリアを形成することについて基本構想に定めるとともに、所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 「新たな企業誘致に向けた必要な取組」の位置付け（基本構想）

にぎわいを創出し、本市のまちづくりを発信していくための方策の一つとして「新たな企業の誘致に向けた必要な取組を進めること」を位置付けます。

(2) 「企業誘致推進エリア」の形成（基本構想）

東埼玉道路周辺の一団を「企業誘致推進エリア」と位置付け、自然環境や周辺環境と調和した企業誘致による計画的な土地利用を図り、雇用の創出や地域経済の活性化などに取り組むものとします。

(3) その他（基本構想及び第一期基本計画）

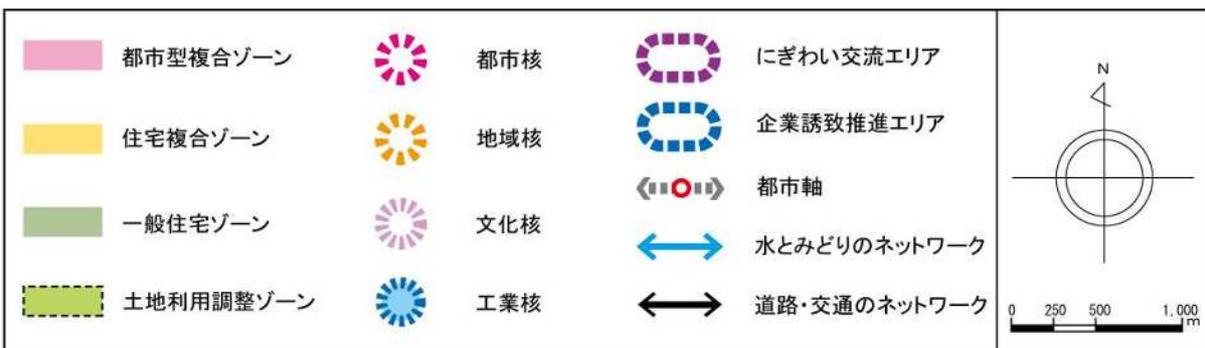
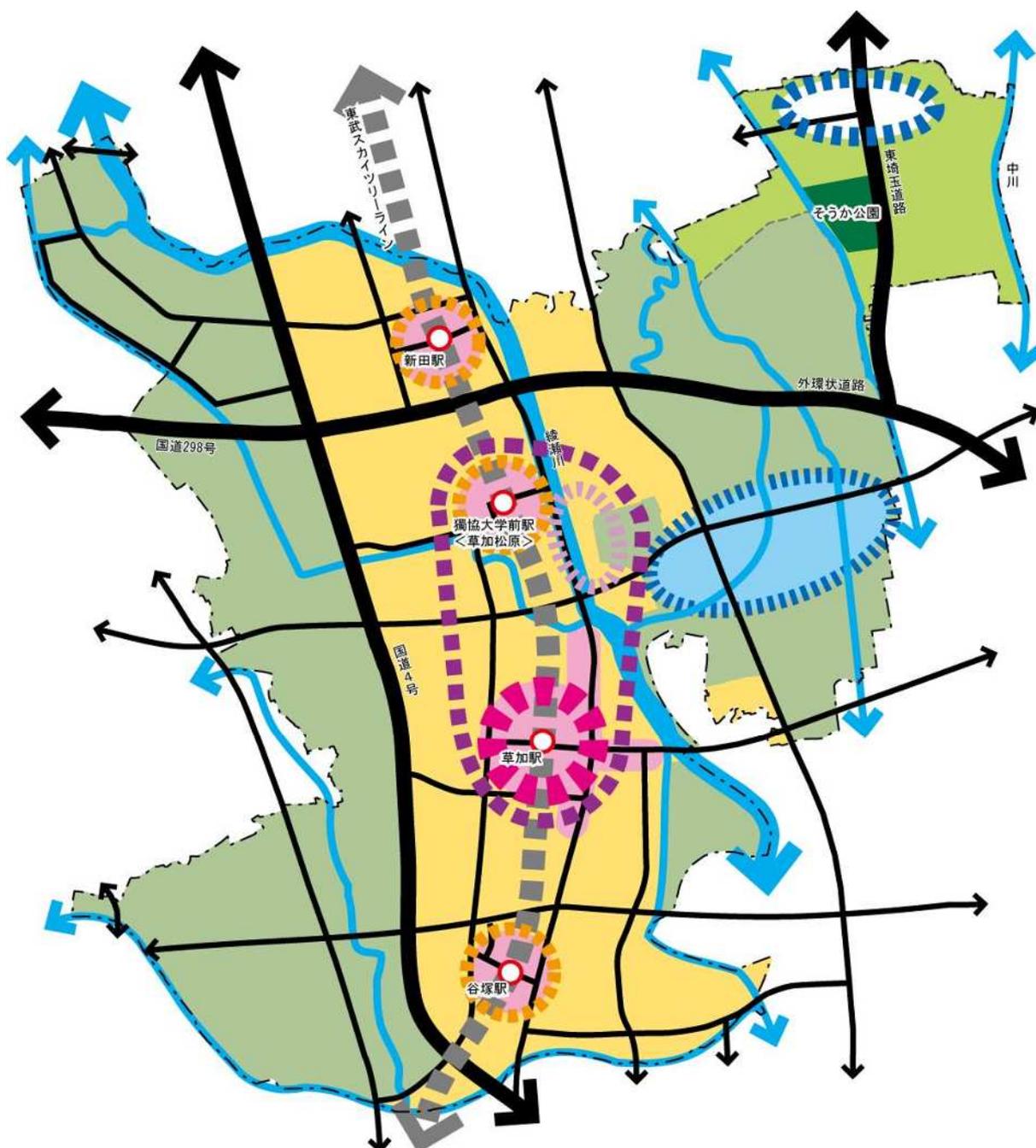
松原団地駅の駅名の改称に伴い、次のように駅名を改めるなど所要の整備を行います。

「松原団地駅」 「獨協大学前<草加松原>駅」

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、駅名の改称については、平成29年4月1日から施行します。

< 将来都市構造図 >



第 3 1 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

公平委員会委員木村博行氏は、平成 2 9 年 5 月 5 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第 1 号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成 2 8 年 6 月 2 0 日午後 1 時 2 3 分頃、選挙管理委員会の職員が公務のため公用車で八潮市の市道を走行中、草加市稲荷六丁目 5 番 3 1 号地先の交差点を右折しようとしたところ、当該交差点を行き過ぎたため公用車を後退させた際、後方で停車していた自動車に接触し、当該自動車の運転者を負傷させたものです。

2 損害賠償の額

9 8 6 , 5 8 0 円

3 専決処分日

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

第 2 号報告 平成 2 9 事業年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

第 3 号報告 平成 2 9 年度公益財団法人草加市体育協会事業計画書の提出について

第 4 号報告 平成 2 9 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について